

別添3 水質基準項目の年間検査回数

項目名	年間の検査回数				備考	脚注番号
	処理工程検査		浄水検査			
	原水	浄水池	給水栓			
1 一般細菌	12	12	12	12		
2 大腸菌	12	12	12	12		
3 カドミウム及びその化合物	2	2	4	4		
4 水銀及びその化合物	2	2	2	0	下記以外	① ②
	—	—	4	—	三野浄水池	
	2	—	—	2	宇垣浄水場系	
	—	—	—	2	南部企業団系	
5 セレン及びその化合物	2	2	4	4		
6 鉛及びその化合物	2	2	4	4		
7 ヒ素及びその化合物	2	2	4	4		
8 六価クロム化合物	2	2	4	4		
9 亜硝酸態窒素	12	12	12	12		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12		
12 フッ素及びその化合物	12	12	12	12		
13 ホウ素及びその化合物	2	2	4	4		
14 四塩化炭素	2	2	4	4		
15 1,4-ジオキサン	2	2	4	4		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	4	4		
17 ジクロロメタン	2	2	4	4		
18 テトラクロロエチレン	2	2	4	4		
19 トリクロロエチレン	2	2	4	4		
20 ベンゼン	2	2	4	4		
21 塩素酸	0	12	12	12		③
22 クロロ酢酸	0	0	4	4		③
23 クロロホルム	2	2	4	4		
24 ジクロロ酢酸	0	0	4	4		③
25 ジブromokロロメタン	2	2	4	4		
26 臭素酸	0	0	4	4		③
27 総トリハロメタン	2	2	4	4		
28 トリクロロ酢酸	0	0	4	4		③
29 ブロモジクロロメタン	2	2	4	4		
30 ブロモホルム	2	2	4	4		
31 ホルムアルデヒド	0	0	4	4		③
32 亜鉛及びその化合物	2	2	4	4		
33 アルミニウム及びその化合物	2	2	4	4	下記以外	④
	2	12	4	4	表流水を原水に持つ浄水場系	
	—	—	12	4	広域企業団系	
	—	—	—	12	南部企業団系	
34 鉄及びその化合物	2	2	4	4		
35 銅及びその化合物	2	2	4	4		
36 ナトリウム及びその化合物	12	12	12	12		
37 マンガン及びその化合物	2	2	4	4		
38 塩化物イオン	12	12	12	12		
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12	12	12	12		
40 蒸発残留物	2	2	4	4		
41 陰イオン界面活性剤	2	2	2	0	下記以外	① ②
	—	—	4	—	三野浄水池	
	2	—	—	2	宇垣浄水場系	
	—	—	—	2	南部企業団系	
42 ジェオスミン	12	—	—	—	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	⑤
	1	12	12	12	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	12	12	12	12	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
	1	1	1	1	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	
43 2-メチルイソボルネオール	12	—	—	—	表流水だけを原水に持つ浄水場系	⑤
	1	12	12	12	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
	12	12	12	12	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	
	1	1	1	1	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
44 非イオン界面活性剤	2	2	4	0	下記以外	①
	2	—	—	4	宇垣浄水場系	
	—	—	—	4	南部企業団系	
45 フェノール類	2	2	2	0	下記以外	① ②
	—	—	4	—	三野浄水池	
	2	—	—	2	宇垣浄水場系	
	—	—	—	2	南部企業団系	
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	12		
47 pH 値	12	12	12	12		
48 味	0	12	12	12		⑥
49 臭気	12	12	12	12		
50 色度	12	12	12	12		
51 濁度	12	12	12	12		

※ 宇垣浄水場には浄水池がないため、浄水池の検査は行いません。※ 広域企業団と南部企業団の原水及び浄水池の検査は、各企業団が検査を行っているため、岡山市水道局では検査を行いません。① 浄水池から給水栓に至るまでに、濃度が上昇しない項目については、給水栓の代わりに浄水池で検査を行います。ただし、宇垣浄水場、南部企業団については、浄水池の検査を行っていないため、それぞれの浄水場系統の給水栓で検査を行います。② 過去3年間の給水栓での水質検査結果が水質基準値の1/5以下なので、検査回数を減じています。③ 消毒副生成物であるため、原水の検査は行いません。④ 表流水を原水に持つ浄水場では、ポリ塩化アルミニウムによる凝集処理を行っているため、監視を強化しています。⑤ 地下水は、かび臭発生の可能性が低いため、かび臭が発生する可能性の高い夏季に年1回の検査を行います。⑥ 原水の「味」の検査は行いません。